

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則について

公開日 2012年07月06日

1 規則等の題名

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則（平成24年高知県公安委員会規則第11号）

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の14及び確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第2条第2項

3 規則等の制定日

平成24年7月6日（金曜日）

4 結果公示の日

平成24年7月6日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第5号及び第8号に該当

6 適用除外の理由

国が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による意見公募手続を実施して改正した確認事務の委託の手続き等に関する規則と実質的に同一の改正をしようとするものであり、また、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするため。

7 規則等の概要

放置車両確認事務の委託を受けるための法人登録の申請書及び駐車監視員資格者証の交付を受けるための申請書に添付する書類について外国人である場合に添付を要する書類を国籍等の記載のある住民票の写しに改める旨の改正を行うとともに、用語の整理とその形式的な変更を行うもの。

8 参考資料

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則及び新旧対照表  
別添のとおり

9 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部交通指導課

TEL：088－826－0110（内線5125）

-----  
**公安委員会規則**  
-----

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第11号**

**放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則**

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1項又は同条第3項」を「第2条第1項又は第3項」に改め、同条第2項第1号中「若しくは寄附行為」を削り、同項第3号アを次のように改める。

ア 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。第14条第2項第2号において同じ。）の記載のある住民票の写し）

第9条第2項中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

第10条中「及び委託規則第10条第5項」を「又は委託規則第10条第5項において準用する委託規則第9条第2項」に改める。

第11条第3項中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

第14条第2項第2号アを次のように改める。

ア 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、国籍等の記載のある住民票の写し）

別記第1号様式表面中「の規定において準用する」を「において準用する」に、「定款・寄附行為等」を「定款等」に、「戸籍の謄本又は抄本」を「戸籍の謄本又は抄本等」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第3号様式中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第4号様式中「禁錮以上」を「禁錮以上」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第10号様式表面中「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「禁錮以上」を「禁錮以上」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第13号様式表面中「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第16号様式表面中「戸籍の謄本又は抄本」を「戸籍の謄本

又は抄本等」に、「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第17号様式中「禁錮以上」を「禁錮以上」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第20号様式表面中「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第21号様式表面中「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

#### **附 則**

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則による改正前の放置車両確認事務の委託に関する規則別記様式は、この規則による改正後の放置車両確認事務の委託に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

新 旧 対 照 表

新

放置車両確認事務の委託に関する規則（抜粋）

（登録及び登録の更新の申請）

第2条 委託規則第2条第1項又は第3項の規定により、法第51条の8第1項の確認事務の委託を受けるための登録（以下「登録」という。）又は同条第6項の登録の更新（以下「登録の更新」という。）を受けようとする法人は、別記第1号様式による登録（登録更新）申請書（以下「登録（登録更新）申請書」という。）を高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 登録（登録更新）申請書には、委託規則第2条第2項の規定により、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

（2）略

（3）役員に係る次に掲げる書類

ア 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。第14条第2項第2号において同じ。）の記載のある住民票の写し）

イ・ウ 略

（4）～（7）略

3 略

（駐車監視員資格者講習の受講申込み）

第9条 委託規則第7条第1項の規定により、委託規則第6条の駐車監視員資格者講習（第12条第1項において「資格者講習」という。）を受けようとする者は、別記第10号様式による駐車監視員資格者講習受講申込書（以下この条において「受講申込書」という。）を公安委員会に提出しなければならない。

2 受講申込書には、委託規則第7条第2項の規定により、当該受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真（以下「申請写真」という。）1枚を貼り付けなければならない。

3 略

（駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付）

旧

放置車両確認事務の委託に関する規則（抜粋）

（登録及び登録の更新の申請）

第2条 委託規則第2条第1項又は同条第3項の規定により、法第51条の8第1項の確認事務の委託を受けるための登録（以下「登録」という。）又は同条第6項の登録の更新（以下「登録の更新」という。）を受けようとする法人は、別記第1号様式による登録（登録更新）申請書（以下「登録（登録更新）申請書」という。）を高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 登録（登録更新）申請書には、委託規則第2条第2項の規定により、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

（2）略

（3）役員に係る次に掲げる書類

ア 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し

イ・ウ 略

（4）～（7）略

3 略

（駐車監視員資格者講習の受講申込み）

第9条 委託規則第7条第1項の規定により、委託規則第6条の駐車監視員資格者講習（第12条第1項において「資格者講習」という。）を受けようとする者は、別記第10号様式による駐車監視員資格者講習受講申込書（以下この条において「受講申込書」という。）を公安委員会に提出しなければならない。

2 受講申込書には、委託規則第7条第2項の規定により、当該受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真（以下「申請写真」という。）1枚をはり付けなければならない。

3 略

（駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付）

第10条 委託規則第9条第2項又は委託規則第10条第5項において準用する委託規則第9条第2項の規定に基づき、公安委員会が交付した委託規則別記様式第1号の駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「資格者講習修了証明書」という。）又は委託規則別記様式第2号の認定書（以下「認定書」という。）を亡失し、又は滅失した者は、別記第12号様式による駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書を公安委員会に提出して、資格者講習修了証明書又は認定書の再交付を受けることができる。

（駐車監視員資格者の認定の申請）

第11条 委託規則第10条第2項の規定により、同条第1項の駐車監視員資格者の認定（第13条において「認定」という。）を受けようとする者は、別記第13号様式による認定申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 略

3 第1項の認定申請書には、申請写真1枚を貼り付けなければならない。

（資格者証の交付申請）

第14条 委託規則第11条第1項の規定により、資格者証の交付を受けようとする者は、別記第16号様式による駐車監視員資格者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）を公安委員会に提出しなければならない。

2 交付申請書には、委託規則第11条第2項の規定により、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 委託規則第11条第2項第2号に規定する次に掲げる書類

ア 戸籍の謄本又は抄本(外国人にあっては、国籍等の記載のある住民票の写し)

イ・ウ 略

(3)・(4) 略

3 略

第10条 委託規則第9条第2項及び委託規則第10条第5項の規定に基づき、公安委員会が交付した委託規則別記様式第1号の駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「資格者講習修了証明書」という。）又は委託規則別記様式第2号の認定書（以下「認定書」という。）を亡失し、又は滅失した者は、別記第12号様式による駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書を公安委員会に提出して、資格者講習修了証明書又は認定書の再交付を受けることができる。

（駐車監視員資格者の認定の申請）

第11条 委託規則第10条第2項の規定により、同条第1項の駐車監視員資格者の認定（第13条において「認定」という。）を受けようとする者は、別記第13号様式による認定申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 略

3 第1項の認定申請書には、申請写真1枚をはり付けなければならない。

（資格者証の交付申請）

第14条 委託規則第11条第1項の規定により、資格者証の交付を受けようとする者は、別記第16号様式による駐車監視員資格者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）を公安委員会に提出しなければならない。

2 交付申請書には、委託規則第11条第2項の規定により、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 委託規則第11条第2項第2号に規定する次に掲げる書類

ア 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し

イ・ウ 略

(3)・(4) 略

3 略

別記  
第1号様式（第2条、第5条関係）  
（表面）

略	
登録（登録更新）申請書	
道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録 第7項において準用する同条第2項の規定により登録の更新 の申請をします。	
年 月 日	
高知県公安委員会 様 (主たる事務所の所在地) (名称) (代表者の氏名) ㊟	
略	
(登録更新申請の場合のみ記載)	
略	
添 付 書 類	[法人関係] 定款等 登記事項証明書 役員の氏名及び住所等を記載した名簿 欠格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) 事務所に係る資料
	[役員関係] 戸籍の謄本又は抄本等 登記事項証明書 診断書
記載要領 略	

備考 略

別記  
第1号様式（第2条、第5条関係）  
（表面）

略	
登録（登録更新）申請書	
道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録 第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録の更新 の申請をします。	
年 月 日	
高知県公安委員会 様 (主たる事務所の所在地) (名称) (代表者の氏名) ㊟	
略	
(登録更新申請の場合のみ記載)	
略	
添 付 書 類	[法人関係] 定款・寄附行為等 登記事項証明書 役員の氏名及び住所等を記載した名簿 欠格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) 事務所に係る資料
	[役員関係] 戸籍の謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書
記載要領 略	

備考 略

(裏面)

高知県収入証紙 貼り付け欄			
略			
略			

第3号様式(第2条、第14条関係)

診 断 書	
住 所 氏 名	
上記の者は、 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨 2 略 を診断します。	
略	

備考 略

(裏面)

高知県収入証紙 はり付け欄			
略			
略			

第3号様式(第2条、第14条関係)

診 断 書	
住 所 氏 名	
上記の者は、 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しない旨 2 略 を診断します。	
略	

備考 略

第4号様式（第2条関係）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 略
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
  - (1) 略
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3)・(4) 略
  - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (6) 略

略

備考 略

第4号様式（第2条関係）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 略
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
  - (1) 略
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3)・(4) 略
  - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (6) 略

略

備考 略



第10号様式（第9条関係）  
（表面）

略	
駐車監視員資格者講習受講申込書	
高知県公安委員会 様	年 月 日
（申込者の氏名）	
略	
略	
記載要領	1 略
	2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを貼り付けること。

備考 略

第10号様式（第9条関係）  
（表面）

略	
駐車監視員資格者講習受講申込書	
高知県公安委員会 様	年 月 日
（申込者の氏名）	
略	
略	
記載要領	1 略
	2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを貼り付けること。

備考 略

(裏面)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

1・2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4・5 略

6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

7・8 略

高知県収入証紙 貼 り 付 け 欄			

略

(裏面)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

1・2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4・5 略

6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

7・8 略

高知県収入証紙 貼 り 付 け 欄			

略

第13号様式（第11条関係）

略	
認定申請書	
年 月 日	
高知県公安委員会 様	(申請者の氏名) ㊟
略	
略	
記載要領	1 略
	2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを <u>貼り付けること</u> 。
	3 略

備考 略

（裏面）

高知県収入証紙 貼 り 付 け 欄			
略			
略			

第13号様式（第11条関係）

略	
認定申請書	
年 月 日	
高知県公安委員会 様	(申請者の氏名) ㊟
略	
略	
記載要領	1 略
	2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを <u>はり付けること</u> 。
	3 略

備考 略

（裏面）

高知県収入証紙 は り 付 け 欄			
略			
略			

第16号様式（第14条関係）  
（表面）

略	
駐車監視員資格者証交付申請書	
年 月 日	
高知県公安委員会 様	
（申請者の氏名）	
略	
添 付 書 類	修了証明書又は認定書 戸籍の謄本又は抄本等 登記事項証明書 診断書 誓約書 写真2枚（裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、うち1枚を申請書に 貼り付けること。）
備考	1 略 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを貼り付けること。

備考 略

第16号様式（第14条関係）  
（表面）

略	
駐車監視員資格者証交付申請書	
年 月 日	
高知県公安委員会 様	
（申請者の氏名）	
略	
添 付 書 類	修了証明書又は認定書 戸籍の謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書 誓約書 写真2枚（裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、うち1枚を申請書に はり付けること。）
備考	1 略 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものをはり付けること。

備考 略

(裏面)

高知県収入証紙 貼り付け欄			
略			
略			

第17号様式(第14条関係)

誓 約 書	
私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
1・2	略
3	禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
4・5	略
6	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
7・8	略
略	

備考 略

(裏面)

高知県収入証紙 はり付け欄			
略			
略			

第17号様式(第14条関係)

誓 約 書	
私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
1・2	略
3	禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
4・5	略
6	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
7・8	略
略	

備考 略

第20号様式（第20条関係）  
（表面）

略
駐車監視員資格者証書換え交付申請書
年 月 日
高知県公安委員会 様
（申請者の氏名）
略
記載要領 1 略
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを2枚添付し、裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、うち1枚を申請書に貼り付けること。
3・4 略

備考 略

（裏面）

高知県収入証紙 貼り付け欄			
略			
略			

第20号様式（第20条関係）  
（表面）

略
駐車監視員資格者証書換え交付申請書
年 月 日
高知県公安委員会 様
（申請者の氏名）
略
記載要領 1 略
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを2枚添付し、裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、うち1枚を申請書にはり付けること。
3・4 略

備考 略

（裏面）

高知県収入証紙 はり付け欄			
略			
略			

第21号様式（第18条関係）  
（表面）

略	
駐車監視員資格者証再交付申請書	
高知県公安委員会 様	年 月 日
（申請者の氏名）	
略	
記載要領	1 略
	2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを2枚添付し、裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、うち1枚を申請書に貼り付けること。
	3・4 略

備考 略

（裏面）

高知県収入証紙 貼り付け欄			
略			
略			

第21号様式（第18条関係）  
（表面）

略	
駐車監視員資格者証再交付申請書	
高知県公安委員会 様	年 月 日
（申請者の氏名）	
略	
記載要領	1 略
	2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを2枚添付し、裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、うち1枚を申請書にはり付けること。
	3・4 略

備考 略

（裏面）

高知県収入証紙 はり付け欄			
略			
略			